

# 岩手県漁業士活動等規程

制定 平成 5年11月 9日  
一部改正 平成11年 5月10日  
一部改正 平成13年 4月20日  
一部改正 平成16年 5月17日

## (趣旨)

第1条 この規程は、岩手県漁業士認定等実施要領に基づき、漁業士活動を円滑に促進するため、年齢制限及び実践活動について必要な事項を定めるものとする。

## (漁業士の責務を追う期間)

第2条 漁業士の責務を負う期間は漁業士の区分ごとにそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、この期間内に当該漁業士が死亡した場合はその事実の発生の日をもって漁業士を退任したものとみなす。

### (1) 青年漁業士

認定の日から46才に達した年度の末日まで。

### (2) 指導漁業士

認定の日から66才に達した年度の末日まで。

## (漁業士の実践活動等)

第3条 漁業士の区分ごとに当該各号に定める活動を行うものとする。

### (1) 青年漁業士

ア 漁業に関する技術導入、応用開発改良等については積極的に参画すること。

イ 漁業に関する研修会、交流学習会等に積極的に参加し、自らの資質の向上に努めること。

### (2) 指導漁業士

ア 漁村青年の活動等については、市町村、関係団体等とともに積極的に指導すること。

イ 漁業に関する研修会、交流学習会等に積極的に参加し、自らの資質の向上に努めるとともに、その成果の普及を図ること。

## (事務局)

第4条 この規程に関する事務局は県農林水産部水産振興課内に置く。

附則 この規程は、平成 5年11月 9日から施行する。

附則 この規程は、平成11年 5月10日から施行する。

附則 この規程は、平成13年 4月20日から施行する。

附則 この規程は、平成16年 5月17日から施行する。